市民文教委員会会議録

平成26年11月5日(水)

(開 会) 10:02

(閉 会) 14:11

【 案 件 】

- 1. 学校施設等の再編について
- 2. 生活環境について
- 3. 請願第12号 飯塚市立小中学校・普通教室へのエアコン設備完備に関する請願

【報告事項】

1. 資源回収団体奨励補助金単価の見直しについて

(環境整備課)

2. 損害賠償請求訴訟について

(環境対策課)

3. 平成26年度工事請負変更契約について

(教育総務課)

4. 工事請負契約について

(契約課)

5. 飯塚市行財政改革実施計画〔第一次改訂版〕の実施報告について (行財政改革推進課)

○委員長

ただいまから市民文教委員会を開会いたします。

「学校施設等の再編について」を議題といたします。執行部の説明を求めます。

○学校施設整備推進室主幹

本日お手元に配付させていただいております A4 サイズの全6ページの資料をご覧ください。 1ページに7月30日の閉会中の市民文教委員会にて要求のあっておりました、幸袋小学校 (付属教室棟他)解体工事におきます面積等の資料を記載しております。これについてご説明いたします。上段に幸袋小学校の面積等を記載させていただいております。教室棟は、面積が 6465 平方メートルで鉄筋コンクリート造3階建てとなっており、屋内運動場は、面積が 790 平方メートルで鉄骨造2階建て及び木造1階建てとなっております。

次に、解体する工事面積等をその下段に記載しております。解体する教室棟は742. 809平方メートルで以下プール更衣室からごみ置場まで建物面積としまして、計の欄に記載 していますとおり、808.109平方メートルとなっておりまして、その他、鉄筋コンク リートの25メートルプールを解体しております。

資料の2ページをご覧ください。配置図を掲載しており、解体する建物をやや太い実線と斜線でマークしております。また、プールにつきましては1点破線で囲っております。

次に、3ページをご覧ください。小中一貫校建設工事等の進捗状況についてご説明します。

(1) 幸袋中学校区小中一貫校につきましては、校舎棟の建設にとりかかるため工事車両を通行させる仮設道路を幸袋小学校の敷地内等に建設することとしております。この工事であります飯塚市立幸袋中学校区小中一貫校仮設道路整備工事につきましては、9月30日に17者による入札が行われ、その結果、落札額2015万4千円、税込2176万6320円、落札率85.75%でくじ引きにより小金丸建設㈱が落札しております。工期につきましては、平成26年10月4日から平成27年2月10日までとなっております。

4ページをご覧ください。飯塚市立幸袋中学校区小中一貫校仮設道路整備工事の位置図を掲載しております。太線、網かけの箇所が今回の工事箇所ですが、その下のやや太線の白抜き部分が土木建設課におきまして既に工事に取り掛かっております進入道路新設工事となっています。なお、10月31日に(仮称)飯塚市立幸袋小中学校建設工事1工区、2工区、電気設備工事、給排水衛生設備工事、空調設備工事におきます条件付き一般競争入札の告示を行ってい

ます。今後は、12月議会に契約議案を上程し、議決を得て平成27年1月には新校舎建設に 着手する予定です。

3ページをご覧ください。(2)鎮西中学校区小中一貫校につきましては、現在、建築の実施設計の協議を行っているところですが、あわせて、造成の実施設計を行うこととしております。この飯塚市立鎮西中学校区小中一貫校造成工事実施設計業務委託につきましては、平成26年8月5日に12者による入札がおこなわれ、その結果、落札額1374万3千円、税込1484万2440円、落札率60.00%の最低制限価格でくじ引きにより㈱協和コンサルタンツ九州支店が落札しております。工期につきましては、平成26年8月13日から平成27年1月31日までとなっております。今後につきましては、建築の実施設計にあわせて農用地除外並びに収用法に伴います事業認定申請の手続きを行い、本年度中の用地買収の仮契約の締結を目指しているところです。

次に、(3) 穂波東中学校区小中一貫校につきましては、平恒小学校敷地の北側農地をグラウンド用地として買収させていただいておりますが、このグラウンドの造成につきましては、先の閉会中の市民文教委員会にて2つの工区に分けて入札した旨の報告しております。これにあわせまして、穂波東中学校区小中一貫校グラウンド周辺を打球等より保護するため、グラウンド造成(外柵)工事を行うこととしております。この飯塚市立穂波東中学校区小中一貫校グラウンド造成(外柵)工事につきましては、9月24日に入札が行われております。なお、この件につきましては本日契約課より報告予定とされておりますので、説明は省略させていただきます。

次に、5ページをお願いします。幸袋中学校区小中一貫教育校開校に伴う小学校名、中学校名及び呼称(愛称名)に関する提案書についてご説明します。学校の名称につきましては、幸袋中学校区小中一貫教育校開校準備協議会におきまして協議を重ねられ、本年9月29日に本協議会会長よりこの写しのとおり提案があっております。1の名称の決定につきましては、幸袋地区住民の理解を得るため、また、これから小中一貫校に通う子ども達に学校名について考える機会を与えるため、呼称(愛称名)に関するアンケート調査を実施し、その集計結果を基に検討が行われています。2の小学校名につきましては、「飯塚市立幸袋小学校」とする。3の中学校名につきましては、「飯塚市立幸袋中学校」とする。4の小中一貫校の呼称(愛称名)につきましては、「飯塚市立小中一貫校幸袋校」とする。提案理由としましては、「幸袋地区の幸袋の地にあって、幸袋と目尾が一緒になって幸袋になったものである。」とされています。なお、6ページにアンケート調査の集計結果を記載しております。内容については説明を省略させていただきます。

今後につきましては、幸袋中学校区の小中一貫校の開校にあわせて、本提案書を十分考慮させていただき、飯塚市立小学校並びに中学校設置条例や飯塚市立学校管理規則等の整備を行っていまいりたいと考えております。

次に、本日資料は付けておりませんが、各小中一貫校の建設スケジュールにつきまして報告いたします。幸袋中学校区、鎮西中学校につきましては、7月30日に配付しましたスケジュールどおりほぼ進捗しておりますが、穂波東中学校区小中一貫校につきましては、開発許可条件であります、学校敷地の抵当権抹消手続きにつきまして、当初、議決後の7月に訴えの提起を起こし、その後判決の確定を10月にいただき、登記完了を11月としていたところですが、裁判におきます第1回口頭弁論が12月2日となったことから、判決の確定が翌年になることが予想されます。このことから、翌年の1月に確定判決をいただき、抵当権の抹消登記が2月ごろとなる見込みとなっています。このため、当初幸袋と同時期の着工が遅れる見込みとなっているところです。なお、このスケジュールにつきましては、次回の委員会にて報告させていただきたいと考えているところです。

以上簡単ですが、説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、ただ今の説明に対する質疑を含め、全般についての質疑を許しま す。質疑はありませんか。

○江口委員

最後のですね、建設のスケジュールの件なんですが、穂波東中学校、平恒小学校等との一貫 校なんですが、抵当権の抹消登記の関係で遅れているというお話がございました。もうちょっ と詳細にご説明いただけますか。あと、その分は敷地内のどの辺りになるのかも含めてご案内 ください。

○学校施設整備推進室主幹

抵当権の抹消登記の部分につきましては、6月議会の委員会のほうでもご説明をさせていただいているところでございます。場所については、平恒小学校の現在の運動場、新しい校舎を建設する場所になりますが、この部分につきまして旧穂波村の時代に抵当権を設定した部分がそのまま残っているという状況でございます。この部分について抵当権を抹消しなければならないということで、開発の許可条件となっているところでございまして、この抵当権を抹消するために、訴えの提起を起こして処理をするというところとなっているところでございます。

○江口委員

11月完了予定だったのが、もう一遍いつごろまでずれるのか、お願いできますか。

○学校施設整備推進室主幹

当初の予定におきましては、ことしの6月の議決後におきまして7月に訴えの提起を裁判所のほうに起こして、その後判決の確定をですね、口頭弁論等を含みまして、10月ごろにいただけるのではないかというふうに考えていたところでございます。この10月にその裁判の確定判決をいただきまして、その後抹消の登記を行うのを11月としていたところでございますが、今回その裁判におきまして、第1回の口頭弁論が12月2日ということで決定をされましたことから、その時期がずれ込んでおりまして、判決の確定が概ね翌年になるという見込みとなっているところでございます。その判決の確定を来年いただきまして、抵当権の抹消登記をするのが2月ごろになるのではないかというふうに考えているところでございます。

○江口委員

ありがとうございます。その6月の委員会のときに、菰田でありましたよね。そして今回、 穂波でもあった。残っているものがあるんではないかというのが、上野委員も含めて質疑があって、残っているものがあれば早急に処理しなければならないですよねというお話をさせていただいたかと思うんですが、それについてはどのような対応になっておられますか。

○教育総務課長

教育財産の管理につきましては、いま委員ご指摘のとおり、本年度、緊急雇用の一部の委託料を含めまして、各学校の確定測量を含めまして種々調査を実施しているところでございます。 〇江口委員

ということは、いまだに何箇所あるのかすら、まだわかっていないということでよろしいのでしょうか。

○教育総務課長

ある程度課題と言いますか、問題がある点につきましては把握をしております。今後、内部で協議をしまして、学校整備主幹が説明しましたような形の訴えの提起による手続き等を含めまして、問題につきましては早急に解決をしたいというふうに考えております。

○江口委員

これをお話させていただいていたのは、確か6月30日の委員会ですよね。それから数カ月経っているわけです。今のお話でしたら、いついつまでにとかいう部分がね、まだまだはっきりしないような感じなんですよ。それこそ前回とあまり変わらないのかなという気さえ覚える

んですが、いつまでに、ある程度問題があるところについては把握しているというお話がありましたけど、そのほかも含めてきちんと処理しておかないと、この問題のときには相続が数次にわたって発生しておりという話でしたよね。だからこそ早期にやらなくちゃいけませんよねというお話をさせていただいたんですが、この問題、こういった問題に関して、すべてを終わらせるのはいつごろまでにやろうというふうな形でお考えなんでしょうか。

○教育総務課長

課題につきましては、なるべく早くという形で考えております。と申しますのが、いま委員がご指摘のとおり、相続につきましても、登記がもう明治の当初にそのままになって、相続人が3世代、4世代、その辺の相続人の追跡からかなりの時間を要しますので、いつまでという明言はなかなかできないところでございますが、その辺の整理をいまもう着手をしておりますので、随時対応していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。〇江口委員

それでは遅いんではないかと思ってるんです。いつまでにやるというのをきちんと決めてやらないと、現実にもう合併して何年経ちますかね。もう8年経つわけでしょう。これだけ年月がかかってるわけですよ。なるべく早くというやつをね。1年なのか、2年なのか、8年なのかわからない。そういったことではよろしくないと思いますので、この問題に関しては教育用財産にかかわらず、市の財産すべてにかかわる問題だと思いますので、市長部局、管財課等と協議をしていただいて、年内にはいつまでに解決をします、それについてははっきりと明示していただいて、それに向けて早急に取り組んでいただくことをお願いしておきます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(なし)

お諮りいたします。本件は掘り下げた審査をするということで継続審査としたいと思います。 これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本件は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、「生活環境について」を議題といたします。「バイオコークスの実証実験について」、 執行部の説明を求めます。

○環境施設課長

飯塚市クリーンセンターで実施するバイオコース実証実験の実施方法について、報告いたします。お手元のほうに、バイオコークスの実証実験の工程表を提出しております。バイオコークス実証実験の期間は、平成26年10月17日から12月31日の間で実施を計画しております。

内容につきましては、10月17日から10月26日、ベースデータ採取、10月27日から11月2日、10%代替量のバイオコークスを投入、11月3日から11月9日、20%、11月10日から11月16日、30%のバイオコークスを投入、11月17日から12月31日、実証実験結果をまとめ、報告書など作成することにしております。

実証実験の実施にあたり、前提条件といたしまして、溶融炉の安定操業とごみ処理を優先することとし、また、溶融物 (スラグ・メタル) の品質管理において、重要な指標となる、溶融物温度を適正に維持しながら石炭コークス使用量の低減効果を検証いたします。なお、溶融物温度が適正に維持できない場合には、追加コークスを投入し炉況安定を図ります。

バイオコークスにつきましては、飯塚市クリーンセンター内にあるスラグストックヤードに保管し、適宜・適量をプラットホームに搬送します。プラットホーム内のごみ投入扉より、バイオコークスをごみピットへ投入します。その後、ごみクレーンにて撹拌作業を行い溶融炉へ投入することとしております。

当初計画では、夜間クレーン運行、実証実験データ採取・報告書作成などの業務を、日鉄住金環境プラントソリューションズと委託契約を行い実施予定でしたが、詳細に協議を重ね、日鉄住金環境プラントソリューションズ本社より、実証実験に伴う技術員を配置する、バイオコークスの投入等については、環境施設課職員にて対応することなど協議検討の結果、日鉄住金環境プラントソリューションズの通常の操業業務の範囲内での取り扱いとすることで了承を得ました。したがいまして、実証実験委託料については無償となり、委託契約の締結とはせずに、業務分担等を定めた覚書を締結し実証実験を実施いたします。

なお、バイオコークスの購入先につきましては、近畿大学、井田民男教授よりご紹介いただいた、和歌山県日高郡印南町にあります㈱石橋が生産しているバイオコークを購入いたします。 購入につきましては、約40トン程度を予定しており、1トン当たり8万2620円、運搬費を含みますが、購入単価契約を締結しております。

以上、簡単でございますが、報告を終わらせていただきます。

○委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明に対する質疑を含め、全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

○上野委員

バイオコークスについてではないんですけども、生活環境全般についてということで、浄化槽の設置補助金についてお伺いをしたいと思います。この補助金、もともと命の水の環境をできるだけ良くしたいなということで始まった補助金制度だと思いますが、この原資はどうなっているのか、まずお聞かせください。

○環境整備課長

こちらの事業の原資でございますけども、国の循環型社会形成推進交付金が3分の1、福岡 県浄化槽整備事業補助金が3分の1、当市の一般財源が3分の1でございます。

○上野委員

現在までの予算の執行状況、どういうふうになっているか教えてください。

○環境整備課長

浄化槽の設置補助金については、昨年同様、年間で220基の見込みで、国に対して2780万1千円で申請しておりましたけども、本年については82.8%の2301万9千円の約180基分の補助しか内示で認められておりません。しかし、国に9月1日時点で残りの17.2%、478万2千円については追加要望しておりますけども、こちらの分については10月中旬で一応その枠については終了しておりまして、その残りの部分については、先ほど申し上げたように追加の要望をしておりますので、仮の受付けという形でいま申請を継続していただいている状況でございます。

○上野委員

当初予算に上がっている、市の予算はもう全部使い切ってあるんですか。

○環境整備課長

当初予算に計上させていただいている予算の額はまだ使い切っておる状態ではございません。いま現在ですね、8340万5千円の予算に対して、先ほど申し上げた交付決定の分で、6905万7千円を、残りが1434万8千円でございます。

○上野委員

1434万は申請があれば使っていただけるんですよね。

○環境整備課長

先ほど申し上げましたように、国と県、私どもで3分の1ずつの負担で、事業は運営させていただいております。この浄化槽設置補助金についてはですね、方針として国や県の補助があることを基準としております。今の市の財政状況も考慮いたしますと、国の交付金が要望額に

満たなかった場合に、その分を市が負担するということは考えてはおりません。

○上野委員

原資が 3分の 1、 3分の 1、 3分の 1 というのは理解しました。当初予算が 8 3 4 0 万円余りを組んであって、今年度は約 1 8 %削減をされたという答弁もいただきましたが、当初予算で 8 3 4 0 万円余り組んでいて、執行残が 1 4 3 4 万あるんですよね、今の段階で。確かに手がけられる浄化槽の基数は 3分の 1 程度に減るのかもしれませんが、この残りの 1 4 3 4 万を使うことによって、当初予算どおりの金額なんですから別段市の財政が非常に逼迫するとか、そういった問題ではないと思うんですが、そこら辺の認識はいかがなんですか。

○環境整備課長

先ほども申し上げたように、国の交付金と県の補助金があることを条件といたしまして、市も3分の1負担させてもらって、この補助金というような運営させていただいております。そういう意味でですね、国の分の補助金がつかないというふうな状況になったときに、その分を市の単費を当ててという形での運営はちょっと今の段階ではやらないというふうに考えております。

○上野委員

わかりました。国と県から補助金がなければ、この補助金は出せないという基準があるんで すね。それを見せてください。

○市民環境部長

いま環境整備課長、答えましたが、現在、市の方針としましては国、県、市それぞれ3分の1を負担してこの補助をしております。いま追加要望をいたしております。先ほど言いましたように、決定されましたのが82.8%ということで、追加要望を9月1日付で国のほうに、県を通じてしております。現在、この追加要望の状況を待っておりますので、強く国、県に働きかけをしておりますが、そこのところで現在仮受け付けということで、予算の3分の1、執行分がそれぞれの分の負担の分が終わったということではありますが、残りの分は仮受け付けということでさせていただいております。そういった中で、現在、残っております1400万の残を充てるということを考えておりますので、もうしばらくこの状況を私どもとしては見ていきたいというふうに考えております。

○上野委員

いつまで待つのか、ちょっと後でお伺いしますが、82.8%に削減をされたというのは、いつお知りになったんですか。

○環境整備課長

県の廃棄物対策課のほうからですね、平成26年4月23日付の平成26年度循環型社会形成推進交付金の内示の通知をいただいておりまして、そのときでございます。

○上野委員

当然、今おっしゃったような220基、通常、補助ができるんだけど、減らされたことによって180基程度しか補助金が出せないということは、そのときに認識をされてあるわけですよね、担当課は。市民への周知はどのようにされたんでしょうか。

○環境整備課長

先ほどもちょっと申し上げましたように、この事業については、昨年同様に220基の設置見込みで、国に対して2780万1千円の申請をしておりましたが、ことしは82.8%の2301万9千円の約180基分の補助しか内示で認められませんでした。しかし、先ほど部長が申し上げましたように、国に対しては9月1日付で残りの17.2%、478万2千円の追加要望をしております。いま現在、いつどれくらいの追加が認められるかわかりませんが、交付金が追加されることになれば、その分の補助を再開したいと思っております。確かに現在は予算が底をついた状況ですが、申請の受け付けを中止せずに仮受け付けを継続いたしており

ます。ですから、予算削減の周知は、いま現在いたしておりません。

○上野委員

市民へ周知しなかった理由を、もう一度教えてください。ごめんなさい。

○環境整備課長

先ほど申し上げましたように、ことし分の枠としては終了しておりますけれども、追加の要望を今いたしておる状況でございますので、その追加がつくかもしれないという形で、それが条件、その申請者の方にですね、追加が出た場合に申請されますか、それまで着工すれば認められませんので、そういうことをご説明してですね、そういうことで、継続的にいま申請を、仮の受け付けでございますけども、させていただいてる状況で、先ほど申し上げたように、予算の削減の周知という形では周知をさせていただいておりません。

○上野委員

通常ならば年明けぐらいまでに申請すれば、補助金をいただけたと思うんですよね。現在もう既に待っている方が十何件いらっしゃるわけでしょう。迷惑をかけてるわけですよね、周知しなかったがために。だからなぜ、この4月23日に内示を受けた時点で、市民に周知をされなかったんですかとお伺いしてるんです。

○環境整備課長

先ほどもご説明したように、残りの部分についても強く要望しております。それがつく可能性もございますので、それを中止という形でのお知らせはやっておらないという状況でございます。

○上野委員

今の段階はわかります。そうせざるを得ないですから。だから4月23日に82.8%しか来なかったら、40基分は例年よりも少なくなるかもしれないという認識は、皆さん方持たれてたんですよね、答弁にあったように。だから、このときになぜ市民に周知をされなかったんですかと、この時点のことをお聞きしてるんですけど、お願いします。

○市民環境部長

4月23日付で内示がまいりました。ただ、この内示が出ました後に、私どものほうから県に当然今まで100%ついておりましたので、その話をいたしております。そういった中で県としましては、各市町村から上がってきたものを振り分けているわけですけど、予算の執行状況等ある中で、今後追加要望等の調査も行いますということも、確か県のほうから話があったというふうに思っておりますので、そういった状況の中で、私どもとしては追加要望をしていって、強く国、県にこの分を求めていきたいというふうに思っておりましたので、その時点でこの通知をするといったことは考えておりませんでした。また、この件数、たまたま今の状況の中で180基程度分、予算が執行されておりませんでした。また、この件数、たまたま今の状況の中で180基程度分、予算が執行されておりますが、その年によってはもうちょっと遅い場合もございますし、早い場合もございます。そういったことで、これについての周知ということで、逆に混乱を招く恐れもありましたので、いたしておりませんというのが実態でございます。

○上野委員

混乱を招くというか、もう待ってる人から言うと、何でだろうという話なんですよね。4月23日付で内示を受けられて、追加要望は9月1日なんですが、どうしてこんなにタイムラグがあるんですか。

○環境整備課長

その請求については、県からの通知に基づいてやっておりますので―――

○上野委員

じゃあ、この4月23日付の内示があって、9月1日まで、県が動くまで市は何もされなくて、県の指示どおりに動いたというご答弁なんで、そのとおりうけたまわっておきますが、明

らかに例年からいうと40基あまり執行が減るんですけども、それはどなたにも知らせずに、この10月に至って、もう終わりですよというような行政の行動というか、事務処理だったんですか。

○環境整備課長

先ほどから答弁させていただいているようにですね、もともと補助を100%いただけないということが、ことし初めてでございました。追加の要望で補助をある程度いただけるのではないかという形で、私どもとしては運営をさせていただいているという状況でございます。また、先ほど申し上げたように、実際その補助金の枠の中で何月ごろまで持つかということも、その年の申請状況にもよりますので、そういうふうな通知は事前にやっておらなかったという状況でございます。

○上野委員

後からお聞きしようと思ったんですけど、先に言われたので、今まで要望どおりにきてたものが、今年初めて減額されたんですよね。これは申請に来られる方は、もちろん施主の方がつくられるんですけど、申請に来られるのは、業者の方が申請に来られるんじゃないんですか。 どうでしょうか。

○環境整備課長

質問者が言われるとおり、申請の窓口に来られるのは大半が施工業者の方です。大体において補助金の残りはあとどれくらいかというようなご質問をいただいております。業者の方々には本年の状況をお知らせして、ご理解いただいている状況でございます。

○上野委員

では例年、業者の方が来られるんで、この補助金10年以上続いていると思うんですが、大体何月ごろだなというのは仕事をされている方は理解をされているんですが、いま言われたように業者の方には、事前に告知なり、周知なりをされていたんですね。

○環境整備課長

告知、周知ということではなくてですね、ことしの補助金の状況をお知らせしていたということでございます。すいません。聞かれたら、そういうふうにお知らせをしていたということでございます。

○上野委員

それは行政としてまずいでしょう。とり方によっては、仲の良い業者には教えるけど、仲の 悪い業者には教えないよということに聞こえますよ。じゃあ、今年は180基程度が補助金を 出されてあって、現在、何基分待ちと言うか、受付けをなされてると言われたんで、何基分お 待ちになっているんですか。

○環境整備課長

きょう現在で15件でございます。

○上野委員

単費1434万円を使えば、それは可能ですか、補助金を出すのは。

○環境整備課長

いま質問委員おっしゃるように、単費で運営をするということであれば可能でございます。

○上野委員

さっきお聞きしましたけど、国、県からの補助金がこなければ単費で出しちゃいけないという基準があるんですか。

○環境整備課長

そういう基準はございません。方針でございます。

○上野委員

これはやっぱり行政のミスだと思うんですよ。先ほど部長は追加要望の金額が来るかもしれ

ないので、ちょっと待っておきたいというご答弁でしたが、いつまで待たれますか。

○環境整備課長

先ほども申し上げましたとおり、現時点ではいつ国から決定通知があるか全くわかりません。 ですから、どれくらい仮申請をされた方をお待たせすることになるかについては、はっきりと 申し上げることはできません。

○上野委員

こなかったら、せっかく上げている予算はどうするんですか。

○市民環境部長

先ほど申しましたように、追加要望をしております。まだこの結果がはっきり出ていないという状況でございます。私どもとしましては、この状況を踏まえまして、今後のあり方を当然検討していきたいというふうに思ってはおりますが、じゃあ予算があるから必ず執行するとか、どこで単費を出すかといった部分につきましてはですね、やはりある程度市の方針として決めていく必要がございます。ただ、今の現状も十分把握しておりますので、今のところ何回も同じ答弁になると思いますが、国に今しっかり働きかけをしておりますので、その状況を見ながらですね、私どもとしてはしっかりと検討していきたいというふうに思います。

○上野委員

市の判断で出せるのですから、しかもいま十何人お待たせしている人たちについては、市民にとっては何の落ち度もないんですよね。通常12月まで、大体2月程度までに申請すればおりてたよねという話ですよ。業者さんも知ってる業者さんは早く出したほうがいいですよと言うんでしょう。知らない業者さんは大体ここの程度まで毎年大丈夫でしたよという話をされるんじゃないんですか。市民にとっては、やっぱり浄化槽をつけるというのは大きな工事なんですよ、100万単位かかる。これを10月にとめられて、いつおりてくるかわからない、最悪、来年度まで半年間待たされると、やっぱり工事やめようかなという気になりますよね。しかも、いま待っている方は市の単費を使えば全員補助金がいただけると。国の答えをいつまで待つかわからないということなんですけど、これは飯塚市としてどうなんですか。部長、前向きに、これもし追加要望をいつまでに待たなかったら、単費で出す、出さないの結論を出しますと、いうようなことを、待っている方に伝えてあげないと、ずっとたなざらしになったままですよ。ご答弁いただけますか。

○市民環境部長

先ほども、何回も答弁いたしておりますが、いま要望しております。単費の分を出してと、予算がある中で、その分でというふうに言われておりますが、じゃあ12月、1月までこの単費を使ったと。そのあとの人をどうするのかと、また追加で予備費から持ってくるのかとかいった問題も出てまいります。例年220基程度やっておりますが、その部分でも大体1月になる場合もあるし、2月になる場合もあるといった状況もあっているのが現状でございます。そのときに年度内について単費を出すかといった部分につきましては、いま市の方針としては、支出の方針として国、県、市の補助がついてということでやっております。たまたま今年につきましては、100%つかなかったといった現状はあっておりますが、いま働きかけをしておりますので、ここをしっかり国、県、どういった対応をするのかというのをですね、私どもとしては働きかけながら、しっかり把握して、早めにこの状況も踏まえてですね、どうするかというのは検討していきたいというふうに思います。

○上野委員

もう堂々めぐりになるんでいいんですけど、業者さんが大体何業者さんおられて、何業者さんにお知らせしてるのかぐらいは、あとで教えてください。この浄化槽設置補助金についてなんですけど、市内全域のご家庭が対象になっているんでしょうか。

○環境整備課長

汚水処理基本構想というのがございまして、その中で下水道の設置計画区域というのが決められておりまして、それ以外の地域について、この浄化槽の設置の補助金をさせていただくという形になっております。

○上野委員

ということは、下水道がまだ実際にきてないところでも、計画区域に入ってあるご家庭は、 浄化槽をつける際はこの補助金はいただけないということになるんでしょうか。

○環境整備課長

委員おっしゃるとおり、そのとおりでございます。

○上野委員

では、なかなかそこのご家庭は浄化槽をつけることをためらわれると思うんですが、この下 水道計画の範囲内であれば、大体何年ぐらいで下水道が引けるんですか。

○委員長

わからんでしょう。

○上野委員

わかりました。いつ来るかわからないというのが本当のところだと思うんですよ。今年度、確か下水道の計画の見直しが行われてますけども、本当に環境を良くしたいのであれば、横の関係を、上下水道局と環境関係のそこの連絡を密に取っていただいて、無駄なというのは言い過ぎかもしれませんけど、計画をきっちり立てないと、どっちつかずのご家庭がたくさん出てくるといういまの現状ですよ。ですから、下水と浄化槽を、例えば1つの部門で統合的に扱っていただくというようなことも考える必要があるんではなかろうかと思いますが、いま同じ下水道と浄化槽、同じ水処理なのに環境部門では下水道計画のこと自体わかりませんよね。多分、今度、上下水道局に行って浄化槽のことを聞いても、多分わからないと思うんですよ。それは行政としてまずいと思いますので、ぜひその部分もですね、いま行革が進んでますんで、しっかりと取り組んでいただいて、市民の皆さんに変な誤解を招いたりしないような行政のあり方をやっていただきたいなと要望しておきます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(なし)

お諮りいたします。本件は掘り下げた審査をするということで継続審査としたいと思います。 これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本件は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、「請願第12号 飯塚市立小中学校普通教室へのエアコン設備完備に関する請願」を 議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○教育総務課長

提出しております、飯塚市立小中学校普通教室へのエアコン設備完備に関する請願関係資料 をお願いいたします。

はじめに、1ページ起債償還額についてご説明いたします。前回の市民文教委員会におきまして、(1)整備費及び財源内訳につきましては、空調(エアコン)整備費総額を22億7020万円とし、財源内訳としまして、国庫交付金7億5670万円、起債額11億3510万円、一般財源を3億7840万円、(2)管理費(電気料)を9798万5949円とご説明しておりましたが、このうち、起債額11億3510万円の償還額につきましては交付税措置がございませんので、借入額及び利子額の合計が償還額となります。今回、起債の借入条件を、借入額11億3510万円、利率0.70%、償還期間を10年間、据置期間を1年と設定し試算しますと、(3)返済総額のとおり、起債償還利子額4606万1374円

となり、起債元利合計は11億8116万円1364円となります。

償還期間の設定については、空調の耐用年数が13年でございますので、再整備を行う時期に、前回整備の償還が終わっていない場合、支障がございますので、償還期間を10年と設定しております。

償還利率を0.70%については、現在の市中金融機関の利率等を参考に設定しております。この試算額により、(4)一般財源必要額を算出しますと、初年度は、整備費のうち一般財源額3億7840万円に光熱水費6カ月分を加え、4億2739万2974円が必要となる計算となります。翌年、償還初年度は、利子794万5700円と1年分の電気料の合計、1億593万1649円、2年目から10年目が、起債元金及び利子の償還額1億3035万7296円と電気料1年分の合計で2億2834万3245円、11年目から13年目は、起債償還が終了しますので、光熱水費のみの9798万5949円となりますが、14年目には、空調の耐用年数がまいりますので、再整備費として、今回整備費として試算している総事業費22億7千万円、一般財源で3億7840万円が再び必要となる計算となります。

以上、起債についての説明を終わります。

○学校教育課長

引き続きまして、学校教育課のほうから資料要求をいただいておりました資料の2ページ、 3ページになりますが、飯塚市立小中学校・普通教室へのエアコン設置に係る学校の主な意見 について、ご説明をさせていただきます。

まず、今回の学校の教職員への意見聴取の方法等及び学校の意見の概要について、説明をさせていただきます。学校の意見聴取の方法等につきましては、飯塚市立小中学校を対象に普通教室へのエアコン設置に係る学校の教職員への意見を聴取することを目的に、これまでやってまいりました7月から9月までの授業日が真夏日等の高い気温となる期間における自校の普通教室の温度実態を踏まえ、さらには扇風機の設置等で温度を下げる取り組み等の効果を加味し、児童生徒の健康管理上の観点等からエアコン設備の整備について、職員会議等で教職員への周知のうえ、教職員の意見を勘案して、学校としての意見を記述していただきました。

記述内容には、学習への意欲や快適性などの心理的側面、体温調整機能などの体の機能などの生理的側面・健康管理上の観点から、普通教室の温度実態が児童生徒への負担をかけるかどうかの認識、普通教室の暑さ対策の効果、エアコン整備の必要性等について記述されておりました。そこで、各学校からのこれらの記述内容を整理いたしますと、学校の意見の概要といたしましては、次のようなものでございました。

「エアコンの整備が必要である。」という学校が、約81%でございました。さらに、「エアコンの整備が必要である。」と答えた学校の内訳でございますけれども、「将来的にはエアコンの整備が必要である。」というものが66%、学校の実情から「急いでエアコンの整備が必要である。」というものが15%でございました。

資料のほうに戻らせていただきます。資料2ページから3ページには、そのような学校の意見の主なものを11校分、記述内容から抜粋したものを記載しております。

1校目から9校目までは、「エアコンの整備が必要である。」という学校の意見の中から代表的な内容を記載しております。その内容を簡単に申し上げますと、夏の真夏日のような気温の高い日における普通教室の温度実態については、児童生徒の生理的に負担を与える状況であるとの認識であり、扇風機などによる暑さ対策は、体感温度を下げる観点からは一定の効果はあるものの、教室の温度を下げるなどの対策にはならず、効果は十分とは言い難い面があるということでございました。そこで、多くの学校は将来的にはエアコンの整備が必要であるとの意見であり、少数でありますが一部の学校は、学校の実情により、できれば急いでエアコンの設置が必要であるというものであります。

10校目から11校目につきましては、「エアコンの整備が必要でない。」と、資料3ペー

ジの後半2つでございますけども、内容は学校の標高等の条件や温度調査の結果から、夏の真夏日のような気温の高い日における普通教室の温度は、児童生徒の心理的・生理的に負担を与えるものではない状況であるとの認識であり、扇風機などによる暑さ対策は効果を上げていると考えていて、エアコンの設置が必要はないというものであります。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、本件全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

○永末委員

私のほうから前回、資料の要求をさせてもらっておりました。調査のほうをとっていただきまして、ありがとうございます。数点、ちょっと確認させていただきたいんですけど、まず起債の分ですけども、先ほどのお話の中で、0.70%の利率での借り入れで10年間で返済した場合で、1年据え置いた場合ということの計算で出された分が今回の表になっているということでよろしいでしょうか。

○教育総務課長

はい、そのとおりでございます。

○永末委員

0. 70%の根拠はどういったところから出されてるんでしょうか。

○教育総務課長

先ほど申しましたように、現在の市中金融機関の利率等を参考に起債の利率等を、一応推計をいたしまして、設定をさせていただいております。

○永末委員

あと10年間での返済ということですけども、少しそのときの説明で言われてたかと思うんですけど、大体エアコン耐用年数ですかね、その耐用年数が下にも書いてありますけど、14年ぐらいなので、10年ぐらいで返さなくちゃいけないだろうというふうな考えということでしょうか。

○教育総務課長

いま委員が申されましたように、今回20ワットのエアコンにつきましては、耐用年数が13年というふうにされておりますので、それ以内の償還ということで償還期間を10年ということで設定をさせていただいております。

○永末委員

となりますと、確認ですけども、13年、14年、もし設置された場合ですね、経った際には、再度すべて取りかえて設置する必要があるということになるんでしょうか。

○教育総務課長

そのとおりでございます。

○永末委員

はい、わかりました。あと、すいません。ランニングコストの分なんですけど、これは前回 も説明があったかもしれないんですけど、再度ちょっと教えてください。6カ月分となってい ると思うんですけど、これは何月の6カ月分になるんですか。

○教育総務課長

今回、お示ししております電気料につきましては、7月から2月のひと月20日、1日8時間を6カ月ということで電気料を設定しておりまして、基本料金と電気料をあわせまして、9798万5949円というふうに試算しております。

○永末委員

7月から2月の6カ月間でいいんですかね。

○教育総務課長

その中で必要な部分ということで、時期的には秋は外しておりますので、その中の6カ月ということで、すいません、説明不足でございました。

○委員長

何月から何月。

○教育総務課長

6月の下旬からになりますが、6月、7月、8月の一部、日数が飛びますが、それとあと 11月、12月、1月、2月ということで、一応6カ月程度ということで考えています。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:06

再開 11:06

委員会を再開いたします。

○永末委員

では続けて聞かせてください。 2ページなんですけど、学校の主な意見ということで、 1 1 校分をこちらのほうに具体的に記載していただいているかと思うんですけども、前回出していただいた資料の中で、同じように学校現場の意見ということで出てましたけど、そのときに指摘させてもらったのが、校長先生とか事務職員の方の意見ということで、記載されてましたんで、ぜひちょっと直接現場の職員さんの意見を聞きたいということでこういった形でとっていただきました。先ほどの話でもありましたけど、 8 1%が必要である、 1 9%はもう現時点でも必要ないというふうなことで、その中の内訳、 8 1%の内訳がどうなっているんですかね。

○学校教育課長

ご質問の件でございますけれども、エアコンの整備が必要であるという学校の割合が81%、残りがエアコンの整備が必要でないということですから19%ということでございます。そのエアコンの整備が必要であるという学校の割合の内訳ですが、申し上げます。将来的にエアコンの整備が必要であるというものが66%ございました。学校の実情等により、できれば急いでエアコンの整備が必要であるというものが、15%で81%程度でございます。

○永末委員

将来的に必要というふうに言われてるのは、必要性は現時点でも感じてるけど、違った部分の整備をもっと早期に進めてほしいというふうな意見になるんですかね。ここの詳細を少しお願いします。

○学校教育課長

資料のほうでいいますと、その将来的にというものの代表として抜粋させていただいた学校がですね、資料の2ページすべてと資料3ページの最初のひとつまででございます。ご覧いただければ内容の中から読み取れると思いますけども、学校教育にかかわる環境整備ということでさまざまな学校としてのご要望ですね、ご意見等がそこに書かれておりますんで、そういった内容を将来的というふうにとらえております。

○永末委員

あと、実際に11校分、具体的な意見を抜粋されてますけど、これは、すべての小中学校それぞれから実際には聞いていただいたということでよろしいでしょうか。

○学校教育課長

そのとおりでございます。市内小学校22校、中学校10校、計32校の取りまとめた意見でございます。

○永末委員

実際にその小学校22校、中学校10校、トータルで32校の実際に教室で子どもさんたち、

児童生徒さんたちを指導されている教員の方の意見ということでよろしいでしょうか。

○学校教育課長

そのとおりでございます。

○永末委員

実際に、こういった現場の意見が種々あがってきておるんですけども、これを見られて先ほど統計的な部分も取れてましたけど、教育委員会としてはどのような考えを持たれておるんでしょうか。

○教育部長

教育委員会としての意見ということでございますけれども、前回もご答弁をさせていただきました考え方でございまして、再度申し上げるならば、私ども教育委員会も空調機の設置が不要であるというふうには判断をしておりません。ただし現在、計画をしております学校舎の耐震につきましては、来年度までに施設一体型で今計画を進めております3校以外は、すべてを終わらせるということで進めておりますし、またそれ以降につきまして、この耐震化が不要な校舎の整備についても、当然実施をしていかなければならない。また、今日の資料の中の意見にもございましたように、いわゆる情報機器の整備等についても学校からの要望もございますし、そういうものを加味しながら優先順位をつけて、学校の整備に取り組んでいかなければならないという課題がございます。その中で、空調機の問題につきましては、年次的、計画的に進めて行くということを考えておりまして、なお、この前もお話しいたしましたように、今年度から学校内の現状がどうであるかということで、温度調査も行っておりますけれども、今年が冷夏ということで、今年のデータを基に検討することもいかがなものかという状況がございますので、来年度、またさらに調査を続けまして、その上で判断をしていきたいというふうに考えております。

○永末委員

今、お考のほうを聞かせていただきましたけど、不要であるというふうには考えてない。しかし、それ以外の部分で整備をしなければならない部分も数々抱えておられるんで、優先順位ということを言われましたけども、そういった部分を考えると、今年のデータと来年のデータを取りながら慎重に判断されたいというふうな考えであるかと思うんですけど、ちょっと1点だけ確認しておきたいんですけど、請願という形で上がってこられて、実際に小中学校のお子さんを持たれてる親御さんたち、やはり学校のそういった教育的な環境に対して、不安を持たれている方もいらっしゃるということだと思うんですけど、今年のデータも取られてましたけど、実際数日間30度を超えるような日がありましたけど、子どもさんに対して実際に今とられたデータで考えますと、子どもさんに対する身体的な影響というのが、起こりうるというふうなことは今のところ考えてないんですか。

○教育部長

結果論にはなりますけれども、現状、教室内の温度が上昇したので、熱中症を起こした児童生徒が発生したというような報告は現場のほうから受けてないのが現状でございます。それはなぜかというと、今年のデータでも出てきておりますように、かなり気温が教室内の温度が上がっている実態はございますが、それについて、現場の教職員が適切な対応をとられた結果だというふうに私どもは判断をさせていただいております。なお、前回も申し上げましたけれども、小児科医の意見もこの空調機の問題に関しまして、聴取をいたしました。その結果、やはり30度を超えるような環境に長時間子どもを置くということは避けるべきだろうと。ただし、空調機を使って教室内温度を下げすぎるのも健康上問題があるということで、教室内の温度は28度ぐらいに維持するのが適当というような意見もいただいております。そういうことからすると、大体教室内の温度といいますのは、ある程度、これは高層の構造では上のほうが暑く下のほうが涼しいというような状況もあるかと思いますけれども、今扇風機等の対策もとって

おりますし、また1つ提起をしておりますのは、また体感温度のことになるかもわかりませんが、服装についても見直す必要があるのではないか、あるいは日射をですね、どういうふうに避けるかというような工夫も必要ではないかというような提起もさせていただいております。28度ということになれば、ある程度そういうふうな工夫で防げることもあるのではないか。温度の高い時間帯、日にちがあるからすべての校舎にその空調機を設置するというよりは、まだ工夫を行うことで賄い得る可能性もあるかと考えます。特に、エネルギーの問題、二酸化炭素の削減等の問題も提起されておりますので、どうしてもやはり空調機の設置が必要だという判断に至るには、検討する課題がまだあるというふうに考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○江口委員

今、言及がありましたが再度確認です。熱中症で搬送された事例に関しては、今年度もなかった。昨年度もなかった。今まで含めてどういった状況にあるのか、お聞かせいただけますか。

○学校教育課長

普通教室内におきましての熱中症ということの学校からの報告はございません。

○江口委員

この問題について、教育委員会、事務方というふうな形の教育委員会ではなくて、教育委員 さんがおられますね。その中では会議としては、この空調の問題に関してはどのようにご意見 等がございますでしょうか。

○教育総務課長

空調の問題につきましては、当然請願等も出ておりますので、各委員の方との意見交換といいますか、懇談会の折にもご意見をいただいております。その中で、同じような回答にはなろうかと思いますが、委員の方につきましても必要性というのは十分認識はされておりますが、先ほど部長が答弁をしましたように、老朽化とか耐震化、差し迫った問題が山積しているので、そういう部分を早く解決といいますか、した次に考えるべきではないかというご意見ではないかというふうに認識しております。

○江口委員

あとお話の中でですね、全教室にエアコンをつけるというふうな形ではなくて、工夫で乗り切る、服装であるとか、日射を避けるというお話がございました。この部分については、本当にその工夫をね、最大限やらなくてはならないと思っているんですが、というのはやっぱり目的は、環境を整えることですよね。それがエアコンがいいのではないかということで、エアコンで提案があっておりますが、現実は教育環境としてどういやって整備するかというところですので、その工夫についてなんですが、扇風機なり製氷機、冷水機等々というお話がございましたが、施設的な部分に関しては、何らかの前進が見られてるのかどうか。具体的に言いますと、今小中一貫校を、すぐにでも2校がでて、もう1校、残る鎮西が今実施設計の最中ですよね。その中においては、夏の厳しい暑さに対して、それを和らげるような今までの学校のつくり方と多少違う配慮というのはなされてるのかどうなのか。その点はどうなっておりますでしょうか。

○教育部長

新しい校舎でございますので、壁面の防熱というのでしょうか、外部からの熱を防ぐということにつきましては、旧校舎よりもかなりすぐれているようで、現在の頴田校でもそのような状況は見られます。それともう1つ新校舎につきましては、屋根の構造でございますけれども、これについては陸屋根というか、平たい屋根を採用するというよりは、ある程度、何といいましょうか、切妻と言っていいのか、そういうふうな屋根の構造をもたして、直接的な熱射が伝わらないような工夫を設計のほうでさせていただいております。それからもう1つ、実は検討

いたしましたのは、クールチューブといいまして、地下熱を利用して送風するような設備を設置したらどうかというような検討もいたしたんですが、これについてはコンサルの意見では、設置にかける費用ほど成果は上がらないというような意見もいただきまして、それについての採用は断念をしております。

○江口委員

遮熱塗料とか言われる部分なのかなと思うんですが、屋根の部分の配慮があった。ひさしを 長くする等々に関してもやっておられるという理解でよろしいんですか。

○教育部長

確かに言われるとおり、ひさしについては長くすればそれだけの効果があるかと思いますけども、それについて強度の問題もありますので、ひさしについてはこの遮熱のために特別な設計とはしておりません。

○江口委員

新規の学校については、そういった配慮をやって今までのやつよりも格段に性能が向上してるとお話がございました。そうすると、例えばそれがね、遮熱という部分が塗料とかでできるんであれば、現行のそのほかの学校についても十分やることが可能ですが、そういった点についての協議はどのようになっておりますでしょうか。

○教育部長

その点につきましては、今後検討をさせていただきたいと思います。

○江口委員

あと、こういった問題を含めて、教育環境、この生理的な環境以外にもさまざまな問題があるかと思っています。そういった問題について、PTAの方々から意見をいただく。そして協議をする場というのはつくられているのかどうか、その点はいかがでしょうか。

○学校教育課長

そのような場は現在のところございません。

○教育部長

今、学校教育課長が申し上げましたのは学校現場の話でございまして、教育委員会としては 教育総務課のほうに要望書というものを上げていただいております。

○江口委員

教育総務課のほうに要望書を上げていただいたのは、この件に関して9月でしたか、新聞報道があった部分ですよね。そうではなくて、制度としてPTAの方々等々から、こういった形でどんどん思うところがあったら寄せてください。そういったものに関して私どもは、こういうふうに協議をして皆さん方に対してお話をさせていただきますというふうな制度としてあるのかどうなのか。そちらのほうはどうなっているのか、ご案内ください。

○教育総務課長

PTAの方々からの要望につきましては、各学校のPTAを通してPTA連合会、大きな市全体の組織がございます。そこを通しまして教育委員会のほうに、毎年通学路等も含めたところのさまざまな要望をいただいております。それに対して全庁的に対応策を検討、進めているところでございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○岡部委員

前回も資料をいただいておりますしね、数字も出てるので答弁があったかもしれませんけど、ちょっと私は確認のためにお尋ねしたいことが2点ほどあります。まず1点はですね、この年間のランニングコストですね。1年間で9798万5949円というふうに細かい数字まで出ておりますけど、この中で基本電力の代金ですね、使っても使わなくても取られるお金という

のはどのくらいあるのですか。

○教育総務課長

前回9月25日の委員会の折に提示させてはいただきましたが、電気基本料金につきましては、32校合計で6600万1133円というふうに試算をしておきます。

○岡部委員

要するに、設置をすればとにかく九州電力との契約料金が6600万円かかると、使わなくても。というふうに理解するわけですけど、もう1つ聞きたいのは、これは一般の家庭でも企業でも一緒ですけど、基本になる契約料金というのは、普通はピーク時使用電力量で契約を結ばざるを得ないというふうに今の形ではなってると思うんですけどね。例えば学校とか何とかっていうのが、こういう例えば1年間通してじゃなくて、この時期だけ使おうとかですね、そういうふうな形に特別な基本料金の結び方というのがあるんですか。

○教育総務課長

電気料の契約につきましては、今委員が申されましたような形で学校だから特別なという契約はないと存じますが、先ほど委員申されましたように、ピーク時の設定になります。この金額につきましては、一応マックスといいますか、全学校を一斉に使ったときの料金で算定をしておりますので、実際の導入になりますと、例えば時差により電源を入れるということによりまして、ピークの電圧料を下げることによりまして、基本料金等の減少といいますか、効果的な運用は可能だとは思っております。

○岡部委員

そこのところが先ほどもちょっとそういう説明があったけど、わからないんですけどね。暑いときとか、寒いときとかいうのは恐らく一斉にくるんですよね。その時差によって暑さをかわそうとか、電気の入れ方によってとかね、そういうことはできないと思うんですよ。使うときは全部使うわけでね、要するにその設備が全部使えるように、契約料金を結ぶわけでしょう。とすると、例えば今回は2階だけとか、今回は3階だけとか言うわけじゃなくて、暑いときと寒いときというのは、私は基本的には、その全校に同じ分だけかかってくるというふうに理解してるんですけど、違うですかね。

○教育総務課長

基本的には、今委員がおっしゃいましたとおり、全校の分がかかってきますが、通常電圧はスイッチを入れたときが非常に高くなります。ですから、学校によって例えばでございますが、1階を8時半にスイッチを入れて、2階を9時、3階を9時半というような段階的にしますと、電圧の向上が押さえられるという仕組みになっておりますので、そのへんは実際の運用になりますと管理マニュアルと申しますか、運用マニュアル等を確認すれば、かなり効果的な運用も可能ではないかというふうに考えております。

○岡部委員

わかりました。という使い方で、要するに九電とのデマンドと言うんですかね、料金の契約をできるだけ下げて結ぼうというふうな形で考えられているということですか。そうですね。 はい、わかりました。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○上野委員

前回、1人で随分質問をさせてもらって、副市長からも1ページ以上答弁をいただいているので、きょうはもういいかなと思ったんですが、まずきょうの資料、いただいた資料なんですけどね、ランニングコストからいきましょうか。基本料金部分が6600万ぐらいとおっしゃいましたか、いま現在は幾らかかってるんでしたかね。

○教育総務課長

平成26年度の当初予算の小学校、中学校の合計の電気料は1億2459万5千円でございます。

○上野委員

それで6600万、基本料金が追加されるという理解でいいんですかね。

○教育総務課長

容量がかなり上がりますので、全額ではございませんが基本料金がそれくらいになって、またプラスの電気料ということになりますので———

(発言する者あり)

それは学校別の試算になりますので、あれですが、申しわけございません。

○上野委員

本当、検討をされてないのでわからないんでしょうね。基本料金が6600万円になりますと言われても、今の基本料金が幾らなのかわからないと、どれだけ上がるかわかりませんよね。もう1つは、本当に理解されてるなと思ったんですけど、時間差でつけると電圧はそんなに上がらないので、時間差でつけたときの電圧が大体どのくらいになると、基本料金を抑えられるよというのも試算はできるはずなんですけど、されてますか。

○教育総務課長

試算は一応いくつかやってるんですが―――

○委員長

すぐにでます。

○教育総務課長

すいません。試算は行ってはいるんですが、先ほど申しましたように、いろいろな設定によってですね、違いますので、ちょっと表に出せるような具体的な数字が―――申しわけございません。

○上野委員

ありがとうございます。表に出せないということで。それと先ほどからと言うか、このランニングコスト、6カ月分で出されてるんですけど、実際にご答弁にありましたけど、もし使うとなれば何かマニュアルをつくられますよね、例えば。6カ月分とは本当もうつけたくないんで、これだけ大きいんだろうなと思いますけど、調べていただいた分で、例えば今年度の分でマニュアル28度以上に設定すると、どのぐらいつけるんですか。

○教育総務課長

はじめに、すみません。先ほどの時間の部分の変更で、金額がどれくらい変わるかということでございましたが、先ほど言いましたように具体的な数字は出しておりませんが、ここでちょっと専門的にしますと、力率の関係で金額が変わります。通常が85%でしておりますので、大まかに申しますと15%前後が基本料金の変更が可能ではないかというふうに考えております。それと先ほどの電気料のご質問でございますが、これも前回の資料で付けておりましたが、7月、9月の10日間、1日5時間を使ったという設定の中で、その電気料が約350万でございますので、基本料金と合わせますと6950万程度の電気料になるんではないかというふうに試算をしております。それと先ほど申されましたマニュアルにつきましては、より効果的な運用が必要でございますので、マニュアル等の徹底をしたいというふうには考えております。

○上野委員

当然だと思いますけど、2ページ以降なんですが、まず81%が必要ということで、急いでいま必要というところが15%あるんですけど、ここからお聞きすると、教育委員会はここは無視して対策すればいいんだよというふうに言われましたけど、前回この資料を要望するときに、同僚議員が要望されたんですけど、現場の意見を重要視しなくちゃいけないから現場の意見をとってくれというふうな要望だったと思うんですが、今のお考えだと、この15%の学校

についてはさらに努力をしなさいよというようにご指導なされるというお考えですか。

○学校教育課長

いろんな学校の実情というのですね、学校の施設が風通しが悪いとか、その代表例として記載したものが3ページのほうにもございますけども、あるいは配慮を要するような子どもがいるとかですね、そういった内容がございました。本年度は冷夏ということが直近の実態でございましたので、そういったことも反映しているのかもしれませんけれども、ここにあるような文面で、いま現在の学校でできる工夫をしていただければなと思うところでございます。

○上野委員

飯塚市の教育委員会は、現場の意見を無視すると。この15%の学校については、先ほど部 長答弁なされましたけど、優先順位については最上位じゃないかと思いますよ。それはどうい うふうなご認識ですか。

○教育部長

先ほども答弁いたしましたように、確かに15%の学校でただちに設置が必要だというようなことですが、この内容についても私は詳細に実情を確認する必要があると思っております。意見は聞いておりますけれども、それが全体のものであるのか、一部の部分で工夫ができるものであるのか、そういうふうなことについて詳しく検討させていただきたいということで、来年度も温度調査を続けたいということを申し上げておりますし、どうしても緊急なものがですね、全体のものでなくて、一部の問題であれば、また解決の方法というのは現場との打ち合わせの中でできることもあるんではないかというふうに考えております。こういうふうな意見があるので、すぐにエアコンを設置しなければほかに解決方法がないというようには、現状では申し上げにくい状況でございます。

○上野委員

アンケートをとって、例えば3ページ目の下から3つ目のアンケートの一番最後なんかは、エアコンを設置することがぜひ必要と思われるという現場のご意見なんですよ。いま部長が言われたのは、これはこういうふうな意見だけれども、詳細に検討が必要であると言われたら、このアンケートの信憑性自体を、アンケートを取られた方が否定をされていることになるんですよ。そうじゃありませんか。

○教育部長

先ほども申しておりますように、アンケートを私は否定はしておりません。今ご指摘のありました部分については、1階の校舎の問題ということで、ほかの階の校舎に比べて温度が高いというような記述でございます。そういうことで、この問題についても、校舎の一部がそういう状況にあるというふうに判断をさせていただいておりますので、何らか改善の方法がないのか、そこら辺をつぶさに検討する必要があると考えております。

○上野委員

検討した結果を、いつまでに教えてもらえますか。

○教育部長

遅くとも来年の暑くなる前までには結論を出さなければならないと考えております。

○上野委員

選挙があるので私いないかもしれませんけど、しっかりやってもらいたいと思います。このアンケートの中で81%が必要、この内訳の中で本当に急いでというのが15%です。来年の暑くなる前までに結果を出されても、もう夏は来てますから間に合いませんね。将来的に66%が必要だと言われておるカテゴリーに入れられてる部分で、例えば上から2番目のご意見は、これは急いでですか、将来的にというふうなカテゴリーになってるんですか。

○学校教育課長

将来的にということでございます。

○上野委員

将来的にという非常に使い勝手のいい言葉ですが、これ読み上げますね、4行しかないので。「熱中症の対策は十分に行っており、児童の健康面からエアコン整備の緊急性は感じない。しかし学習能率という面から見ると、夏の晴天の日の午後は室温上昇の影響を受けるので、学習効率が非常に低下する。したがって学習効率向上の面からは、計画的なエアコン整備が必要である。」という意見も将来的ということですね。この意見は、計画的なエアコン整備が必要であると。ですから、今いらないけど計画は立ててねというご意見ですよね。

○学校教育課長

お手元にお出しした資料は、学校のほうからある程度の分量でですね、先ほど言いまたように、今までの温度実態を踏まえたり、いろんな温度を下げる取り組みの効果とかいうのも、これを機にですね、学校内でしっかり協議していただいて、その上でエアコンの整備の必要性等について最終的に教職員の皆さんのご意見を聞きながらおまとめいただきましたので、教職員の意見を箇条書的に入れられたというか、そういうような文面もございました。ご指摘の学校はですね、もうちょっと分量がございまして、こんなふうに決めさせていただいたのは、もしかするとお出したのがちょっと不十分であったかもしれませんけど、記述の中に児童の健康面からエアコンの整備に緊急性は感じていないというようなことでの内容でございましたので、そういう意味では学習意欲ですとか、そういう心理的側面ではということでしたので、そういうこと、それと将来的というような内容に類するようなものもございましたので、このカテゴリーに入れさせていただきました。

○上野委員

もうしつこく聞きませんけど、私たちが最も重要視しなくてはいけないと思っている現場の 意見の80%以上は必要であるという結果だったんですよ。前回、市長はこの委員会に出席さ れておられませんでしたので、会議録は当然読んでいただいてると思うんですけども、かいつ まんで言わせてもらうとですね、いま県外で27市中、16市がエアコン整備完了、もしくは 整備の予定なんです。当市は小中一貫校と耐震を進めて、その目途が立つまではというふうな 副市長のご答弁だったんですが、大体、耐震は27年度で終わります。小中一貫校も建設の目 途は立ってますよね。加えて1年で完備は難しいので、複数年で完備しなくちゃいけないんじ ゃなかろうかというようなご答弁もいただいております。計画的にやってくださいねというこ となんですね。いま当市は庁舎をはじめ、小中一貫校もそうですが、オリンピックまでは資材 も上がるというふうなご認識をお持ちなので急いでおられるんです。オリンピック、6年後で す。そこまで高騰し続けるのに、エアコンだけ何で検討しないんですかと。加えて新設される 小中一貫校にはじめからエアコンをつけると、約8500万円以上建設費が抑えられるという ご答弁でした。資料も出していただいております。そして前回の質疑の中で、エアコンのある 自治体と、そうでない自治体、どっちに子どもを通わせたいですかと、環境としては良い環境 に通わせたいというご答弁もいただいていますし、子どもたちと先生方の学習集中力、快適性 の観点から言うと、あった方がいいでしょうねというご答弁です。加えて、市長におかれては、 教育環境の整備、そして子どもの育成に対しては非常に理解を示していただいておると認識し ているという教育長の答弁があったのは、やはり市長は前回選挙において、すべては次世代の 子どもたちのためにというスローガンを大きく掲げられました。そして、教育については非常 に優秀な子どもたちが、福岡市や北九州市にと名指しをされて、そこに流出しないようにやっ ていかなくちゃいかんと、両市はもちろん完全整備の方向性で動いておられるようです。本当 にここで検討を始めないと、前回、非常に失礼なことを言わせてもらったんですが、飯塚市は 教育に関しては後塵を拝さないといけなくなるんじゃないか。私は本当に思っています。きょ うは請願の関係の審議ですけども、ぜひ計画的な整備を進めない理由はもうないと思いますの で、これはもうトップダウンで行ってもらうしかないと思うんですが、市長、何かお考えがあ

れば教えていただけませんか。

○市長

エアコンの設置、例えば自分の生活の中でエアコンがあるかないかと言ったら、多分、各家庭でつけてるところが多いんじゃないかと思いますし、また逆に、エアコンは嫌いだから扇風機がいいとか、また自然の風を入れているところもあったり、いろいろあると思います。市として考えた場合のこのエアコンの設置というのは、さっき委員のほうからも言われたように、当然考えていかなきゃならないことだということは認識をいたしております。その流れの中で、今の財政状況、他の学校教育における財源の持っていき方等の流れの中から、今はもう少しお待ちいただけないだろうかというような話をさせていただいたのとですね、あといま言うように、何校かというのは、これはやはり山間地のほうの学校だと思いますけど、非常に自然の快適な中での、快適と言うか、自然の中での夏の過ごし方もできているから良いというところもあるわけで、先ほどから何度も言いますように、今の時期に少し待っていただきたいと。ただですね、先ほどちょっと私が気になったのは、よその学校が17校の学校のうち16校がつけるようなと言われましたかね――

(発言する者あり)

27市のうち16市が----

(発言する者あり)

自治体の中で――それはそこでという思いをするわけでね。じゃあそれで逆に小中一貫校はできているかとか、いろいろ流れの中でそれだけの教育をやっているわけでございまして、クーラーがまた冷房装置がついてないから、よその自治体から負けていると、後塵を拝しているんじゃないかというようなとらえ方は、私はないんじゃないかと思っておりますし、またそれぞれの地域で努力をしていただいていることもあると思いますし、またそれをしなきゃならないということは、先ほどから言いますようにわかっておりますので、お時間をいただきたいということで、待てば8千万の予算の流れの中が余計かかるとかですね、お話がありましたけども、いろいろその辺を検討しながら、学校教育のほうと、また教育委員会のほうとやっていきたいと思っておりますので、今のところは数字的なものとしてあげる予定はございませんので、よろしくお願いします。

○上野委員

また一般質問等々でまだお聞きすることがあると、いま教育委員会のほうとも検討していきながらというご答弁をいただきましたので、きょうはこれで終わっておきたいと思います。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(なし)

暫時休憩いたします。

休憩 11:50

再開 11:56

委員会を再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「請願第12号 飯塚市立小中学校普通教室への エアコン設備完備に関する請願」について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

賛成少数。よって本件は不採択とすべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 11:57

再開 13:00

委員会を再開いたします。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から、5件について、報告したい旨の申し 出があっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「資源回収団体奨励補助金単価の見直しについて」の報告を求めます。

○環境整備課長

「資源回収団体奨励補助金単価の見直しについて」、ご報告申し上げます。

A3の資料をご覧ください。資料中1のとおり、現在、ごみの減量化及び資源化を推進するとともに、市民の環境保全に対する意識の高揚と活動の展開を図るため、資源回収団体に対して補助対象の種類にかかわらず、1キログラムあたり9円の奨励補助金を交付しています。

この補助金制度につきましては、本市が行っている外部評価による事業仕分けにおいて、制度は現状を維持し、補助金単価については見直しも含めて検討が必要という結果であったことから、当該制度における補助金単価について「第二次行財政改革前期実施計画」の見直し項目に掲げ、資源回収団体が取引している資源回収業者の引取価格、また、本市と同様の制度を実施している自治体の状況等の調査を行い、その結果を参考としながら検討を行ってまいりました。

その内容としまして、資料中2で示しますように、他自治体の状況として、平成18年度以降に当該制度を開始した2自治体の補助金単価については、古紙類・古布1キログラムあたり8円であり、かん・びん類は、補助対象外となっておりました。あわせて、同年度以降に補助金単価の見直しを行った7自治体における補助金単価の平均は、1キログラムあたり古紙類・古布7.6円、かん類7.5円、びん類5円でありました。

次に、25年度における資源回収業者の引取価格の平均ですが、1キログラムあたり古紙類は0.26円、かん類11.31円、びん類2.79円となっており、また、平成23年度と25年度の資源回収業者引取価格の平均を比較すると、古紙類0.35円、びん類0.34円と若干下がっておりますが、かん類は0.5円上がっております。

このような現状を参考に検討を重ねた結果、補助金単価については、資料中1の下段2行に示しますとおり、古紙類・古布1キログラムあたり現行の9円から8円に、空きかん及び空きびん1キログラムあたり現行の9円から5円に、そして新たに菓子類等のかんを対象品目に追加し、1キログラムあたり5円の補助金を交付することとしました。

この新たに対象品目とした菓子類等のかんにつきましては、多くの家庭に在るもので不燃ご み袋での処理が行いにくく、且つ、リサイクル資源として有効活用できるものとして選定して おり、例として、お茶のかんや煎餅のかん、コーヒー豆のかんなどを考えております。

以上のように、平成27年度から資源回収奨励補助金単価の見直しを行い、ごみ減量化及び 資源化の推進を図っていくこととし、当該制度における補助金単価等については、今後も引取 価格や他自治体の状況など社会情勢を注視しながら検討していきたいと考えております。

なお、本日の委員会報告終了後、関係機関への周知など対応を図ってまいります。

以上で、簡単でございますが、資源回収団体奨励補助金見直しについてのご報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○江口委員

引き取り価格についても調査をしていただいてるんですが、かん類というふうな形でくくってあるんですが、材質でやはり金額の差があるんだと思うんです。アルミの場合がいくらぐらい、鉄の場合がいくらぐらいという部分については、把握されておられますか。

○環境整備課長

アルミ缶が平均でございますけども、22.33円、スチール缶が0.29円でございます。 〇江口委員

やっぱり、これだけの価格差があるので、資源回収団体においても取り扱いの差があるんですね。団体によっては、アルミ缶は集めるんだけれど、スチール缶は集めないというところがあるんです。瓶についても差があるんです。一升瓶とビール瓶は集めますと。ところが、その他の瓶は集めないというところとかがあるんですが、そういった現状については把握はされておられますか。

○環境整備課長

業者のほうに聞き取りをいたしまして、その状況については確認をしております。

○江口委員

では、それを含めた中で、この値段設定というふうなことですか。

○環境整備課長

そういう引き取り価格も含めて検討した結果の今度の補助単価の見直しということになります。

○江口委員

今日、この委員会が終わったら、関係機関に周知をしたいというお話がございました。ただ これは実際にスタートをするのは27年度からというお話でしたよね。でありましたら、ぜひ、 一旦その周知の前に再度考えていただきたい点がございます。というのは、アルミ、ご案内に あったように22円強で、買い取りをしていただけるわけであります。他方で、鉄に関しては 0.29円ですね。だからこそ、そこの部分の回収が進んでないかもしれません。私が知って いる資源回収団体でも、鉄はしないというところはございます。とすると同じように、鉄でも アルミでも、缶については、9円から5円に下がってるんだけれど、そういうふうな値段設定 をするのでなくて、アルミに関してはもう市場でそうやって動くので、アルミに関してもこれ はありません。そのかわり鉄に関しては、こうやって回収が進んない部分がありますから、鉄 に関してもう少しね、9円をそのままさせてくださいといったこと等が、そちらのほうが全体 としてリサイクルにまわる分が多いのではないかと思います。また、それは同じように瓶につ いてもそうかもしれません。一升瓶、ビール瓶については出さないと。そのかわり、こういっ た瓶については出すというようなこと等とも考えられるかと思います。まだ、もう少しだけ時 間はあるんだと思います。やっぱり、2カ月、3カ月は周知期間が必要かもしれませんが、 27年度実施と考えると、あと1カ月はぎりぎりあるのかなと思っております。ぜひですね、 その点を考慮のうえ、資源回収について、方針を決定していだきたいと思いますが、部長どの ようなお考えでしょうか。

○市民環境部長

この資源回収の補助金につきましてはですね、過去いろんな経緯がございました。古紙、古布、缶、瓶を集めていただいて、回収業者の方に回収してもらうときに、市況が非常に景気が悪い時期は、もう集められないといった状況も過去にあったというふうに聞いております。そういった中で、古紙、古布、その他のものについて、3円、回収業者の方に手数料として取っていいので協力をしてくださいと言ったことが過去にございました。ただ現状として、それ以後年数も経ちまして、この業界のほうが若干景気が上向きになってきたといった状況もあっております。そういった中で、補助金の見直しについては、ここ数年来この分についてどうだろうかといったことを調査しておりました。最終的に今回見直しをさせていただくように考えて

おりますが、そういった中で今質問委員が言われますように、アルミ缶、スチール缶、びん類、確かに引き取り価格が違います。アルミ缶というのは、非常に高額で引き取られている状況も私ども把握いたしました。実際、各資源回収団体におきましても集め方等々、各団体で違っております。今回、押し並べて9円を8円、5円にしたといった分につきましては、缶類をゼロにして、ほかのものにといったこともいろいろ検討してまいりましたが、せっかく集めてある分もございますので、そういった部分ではアルミ缶、スチール缶、びん類に関わらず集めていただきたいということで、5円の設定をさせていただいて、なおかつリサイクルできるものといったことで、菓子かん類を集めていただこうと、またこういった菓子かん類についても、うちの補助としては安くございますが、これを資源回収業者のほうに引き取っていただくときには、金額的に若干いいのではないかといった判断のもとで、今回こういったことで考えさせていただいております。

○江口委員

見直しをやって、今まで品目となっていなかったものについて、お菓子、お茶等のかん類に 広げたことについては評価するんです。ただ、片一方で、現実に回収が進んでない部分がある。 片一方では、十分高額で取り引きされてる部分があると。であるならば、まだ時間があるので、 それを検討していただきませんか。今の話だったら、検討しないと、もうこうやって検討して 落ち着いたんだ。たからもうやらないよと言われるのか。いま一度、検討していただけないか。 その点について、考えをお願いいたします。

○市民環境部長

今まで種々検討してまいりましたので、今回につきましては、8円、5円といった形でやらさせていただきたいというに思っております。また今後につきましては、当然検討課題というふうにもとらえております。他自治体のおきましても、新たに補助をするところもあれば、実際にもう補助をしなくても回収は進んでいると。市民の方たちの意識が変わってきて、リサイクルの推進に努めてあるところも実際ございます。私どもとしましては、そういった部分だけをとらえることなく、飯塚市としてどうかといった部分では、今回8円、5円という形で進めさせていただきながら、またこの市場の動向を見ながら、今後また検討していきたいというふうに思っております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

上野委員

補助金の総額は資料3に書いてありますが、この単価を引き下げることによる影響額はどの くらい見込んでおられますか。

○環境整備課長

今回の補助金の見直しによりまして、25年の実績と比べまして、約340万円、効果額は 出るというふうに試算しております。

○上野委員

25年後の総額2792万円のうち、これから340万円、飯塚市としては効果額があるという答弁ですが、パーセンテージに直すとどのくらい減りますか。

○環境整備課長

約13%でございます。

○上野委員

飯塚市にとって効果額があるということは、資源回収団体にとって13%、補助金による収入というか、が減るということになると思うんですが、この見直しで回収量は年々減ってきているんですが、これに影響があるんじゃないかと思うんですが、その点はいかがですか。

○環境整備課長

資源回収量の推移は記載しておりますが、全体的にここ3カ年で10%、回収量が減っております。これにつきましては、情報化社会の発展によるペーパーレスの到来、資源回収業者における戸別訪問の増大、また現在も大きな社会問題であります少子高齢化の影響もあり、子ども会や老人会等の活動が難しくなっているのではないかと思っておるところでございますが、今回補助対象品目として、お菓子類等の缶を新たに追加し、1キログラム当たり5円の補助金を交付することとさせていただいておりますことから、補助単価の見直しによる資源回収への影響はそれほどないというふうに考えております。

○上野委員

回収量をずっと追ってらっしゃるので、これから先も続けていかれると思うんですが、いま言われた新しく設定された補助金の品目は確かにふえると思うんですが、単価が減ったところについては、回収量はまた予想以上に減るんじゃないかなとは思うんですが、まず、いろんな、資料2、見直しまたは決定した自治体の状況を踏まえて単価の設定をされておるんですが、飯塚市としては独自に何年もやられてきてるわけですが、なぜここにきてより少ない補助金の自治体にあわせなければならないのか、それは事業仕分けで見直しをせよと言われたからそういうことになってあるんですか。

○環境整備課長

事業仕分けにおいて、それを項目としてあげさせていただいて、それを議会にもご報告させていただいているということもございますけども、先ほどから申し上げているように業者の引き取り価格等々ですね、考慮させていただきまして、市場等の動向を見ながら、今日まで鋭意検討してきておりまして、その結果として今回の補助単価の見直しという形を判断させていただいております。

○上野委員

回収業者の引き取り価格と言われたので、そこから聞きますけど、これは回収の品目によって金額が違うのはわかるんですが、市内全部の資源回収団体から業者へ引き取られる場合の各項目ごとの金額、これはもちろん統一されてあるんですよね。

○環境整備課長

今、資源回収団体の方がですね、お願いしている引き取りの業者さんというのが約15社程度ございますけども、そこそこの事情によりまして、単価には差がございます。それと回収にきていただくとか、持っていくとかいうことにもよって値段が違ってる場合もありますし、以前からの慣例じゃありませんけども、ずっとこの値段でお願いしているという状況も実際のなかではございました。

○上野委員

ということは、同じ品目を同じ量を集めた団体でも補助される金額は同じなんだけど、業者に引き取っていただくときの金額がまちまちなので、手元に残る金額には差異があるとういうご答弁ですか。

○環境整備課長

そのような状況があるというふうに認識しております。

○上野委員

それは、飯塚市としては、例えば回収していただく団体にとって一番いい状態、それがそのお金が残ることなのか、回収業者さんとのその団体のお付き合いもあろうかと思いますが、そこら辺のご指導なりはどのようにされてあるんですか。

○環境整備課長

そういう状況があるということは把握させていただいておりますので、そこのところについて今業者の方にですね、協力依頼をさせていただいてるという状況でございます。

○上野委員

15の業者に協力依頼をしていただいて、その結果、業者さんによってはこの金額で引き取れないよと、協力しますよというところも出てくると思うんですが、その結果については、団体の皆さんに当然ご紹介されるんですよね。

○環境整備課長

今、15の業者のうちにですね、例えば古紙類については引き取りの手数料を徴収している 業者もございまして、今把握してる段階では5社ほどございます。そこについては、引き取り 価格を下げていただくようなご相談をさせていただいているという状況です。

○上野委員

引き取り業者さんによってそれぞれ条件が違うという現況ですよね。お金を取って、引き取っていかれたり、逆にトイレットペーパーをおいてだだで引き取っていただく業者さんもあるかと耳にしておるんですが、そういった引き取り価格の引き下げをお願いした結果については、この資源回収団体の皆さんにこういう業者さんがいるんですから、皆さん方この中からどうぞ選んでくださいというようなご紹介はされるんですよね。

○市民環境部長

今回、見直しをし、引き取り業者さんの価格、例えば団体からいえばお金をもらってるところと、お金を払ってるところがございます。過去、先ほど私言いましたように、業者がもう引き取らないといったときに、業者側が私どもが出した補助金の中から一部をもらうことで引き取ってきたという経緯があって、そういった団体とそういった業者さんとつながってある団体さんにつきましては、いまだに付き合いがあると。また新興業者というか、そういった業者さんにつきましてはやはりシェアを拡大したいといったことで、業者さんのほうからお金を払ってもらっているという状況もありますし、サービスもよくなっているという状況が今回の調査をするなかでわかりました。それで今回、資源回収団体のほうに金額が変わったといったことのご通知を申し上げます。そういったときに、今団体側からいえば不利益になってるところつきましては、文書の中に一文を加えまして、引き取り業者さんでいろいろ単価が違いますといったところをつけ加えることによって、問い合わせいただくような形でですね、その問い合わせの中で私どもとしては業者名ということではなくて状況をお知らせするなかで、ご紹介ということになれば、そこのところは対応したいといったことで考えているところでございます。

○上野委員

よろしくお願いします。今、補助金を市から今まで9円出されて、そのうち何円かなりを引き取り業者にお支払いになられている団体もあるということですが、この補助金自体いただいた団体の活用方法は、どのようになっているんでしょうか。

○環境整備課長

この補助事業は、あくまでも先ほど申し上げましたように、資源の回収とごみの減量のためにさせていただいてるものでございまして、私どもが出した補助金についての使い道という形では、私どもの方ではそれをどうのこうの、使い道としてこうしなければならないというふうな形での出し方をやっているわけではありません。

○上野委員

いろんな市の補助金については、こういうふうにしなさいよとか、使ったあとの、例えば使い道を報告してくださいよというのが多いと思うんですが、この奨励補助金については、平成25年度実績で2790万円以上ありますが、これについては団体に、言い方が適当かどうかわかりませんけど、投げ渡してあとは自由に使ってくださいよと、こういう使途については問わないよという補助金だというふうに認識していいんですね。

○市民環境部長

この補助の目的と申しますのは、先ほど環境整備課長も答弁したかも知れませんが、ごみの減量化、それから資源化の推進といったことがございます。そのための補助ということで、資

源回収団体というものをつくっていただいて、そこで回収していただくことに対する補助ということでございますので、例えば普通の事業の使い道での補助とかいったことではございませんので、この分につきまして、そういったご協力いただいた部分で補助するということで、そのお金の使用方法等については、各団体で自分のところのいろんな活動に使われてるというふうなことは理解しておりますが、その使い道のところで何を買ってはいけない、何を買いなさいといったことの部分は、うちとしては指導いたしておりません。

○上野委員

この補助金の原資はすべて単費ですか。

○環境整備課長

そのとおり単費でございます。

○上野委員

飯塚市も単費で何に使ってもいいよという奨励補助金も創設されるということで、素晴らしいなとその点は思っております。ほかにも、ぜひこういった補助金をつくっていただくように、これからも質疑を続けていきたいと思いますが、平成25年度の2792万7千円に比べて13%の減に27年度はなるということなんですが、団体にとっては非常に大きな収入源になるところもでてくると思うんですが、関係者の意見はどのように聴取をされましたか。

○環境整備課長

今回の補助金の単価の見直しを検討する際に、対象品目の追加に関しては実際に資源回収を 実施されている回収団体や回収業者等には意見をお聞きいたしましたが、補助金の単価につい てはご意見をいただくことはしておりません。

○上野委員

回収団体にとっては、品目がふえることは非常にオッケーなことですよね。ただ、この品目をふやすのと同時に、例えば9円から5円に半分近くに下がるような品目もあると思うんですが、これは団体のほうに事前に意見聴取なりを行う必要があるんじゃ、もちろんそのクレーム等が出てくると思いますけれども、ある程度の、特に大きな団体と小さい団体については、ある程度の意見聴取というのが必要だと思うんですが、それはやっていただけますよね。

○環境整備課長

缶びん類につきましてはですね、単価が高いということもございますけども、金額を下げる ことについて、意見を聴取するという予定はございません。

○市民環境部長

すいません。先ほど課長が答弁しましたが、今回見直す際に品目をふやすといった部分では、どういったものがいいかというのは聞いております。実際、ほかの品目も考えておりました。とりあえずというか、第一陣としてこうやろうと。金額につきましては、どのぐらいにするべきかといったことをですね、各団体二百数十団体ございます。大きいところといっても結構な数がございます。それぞればらつきもございます。そういった部分で私どもとしましては、団体のご意見という部分でお聞きしたとき、私が以前環境整備課長のときに聞きましたときに話をしました。これは卵が先か鶏が先かということとなってしまうんですが、下げることによって量がふえる場合もあれば、逆にモチベーションが下がる可能性もあるといったところも確かにございます。私どもとしては、回収量の増大というのが目的ですので、モチベーションというのが非常に大切にはなってくるわけですけど、今その市場等の状況見ますと以前より右肩上がりで引き取りもよくなってきたといった状況を踏まえましたときに、現段階としてはこれが適正であると。若干団体のほうに、私が個別にちょっとお聞きしましたら、今のご時世、状況も変わっているといった部分では、いたしかたないのかなといったご意見もあったことは事実でございます。

○上野委員

モチベーションがとっても大事だと僕も思うんですよね。同時に団体にすれば、ある程度のこの収入というのを毎年見込んであるというふうに思うので、この新しく創設されるお菓子とお茶缶を追加したところで、単価は現行どおり1年程度なりゆきを見られるということも必要じゃないかと思いますが、いかがですか。

○市民環境部長

当然、この缶の引き取りについては、うちの補助は5円でありますが、業者さんの引き取り価格については、ちょっと他の缶びん類、スチール缶、それからアルミ缶がありますけど、集めるものによっては、単価が高くなるものもあるのではないかというふうに踏まえております。また、この品目がふえることによって、この品目がどういったものかといった部分もですね、しっかり周知をしたいと思ってます。こういったものが、資源の補助対象になりますよといったことをですね、しっかりお伝えすることでこの部分が集まれば団体さんの方に入ってくるお金というのも、いま市での補助の効果額を出しましたけど、団体さんにおける額としましては、そこまで下がらないのではないかと。集め方によってはですね、というふうに考えております。これでもう27年度からはいきますよというふうに通知をされるということですね。一部ではなくてすべてに通知をしてくださいね。今言われてたように、モチベーションの問題が非常に大事だと思うので、今後もある程度の期間をおいて見直すという、流動性を見ながら検討していくということになってますが、次年度の結果を踏まえて、もう一度次年度見直しをかけていただけますか。

○市民環境部長

当然、市場等、先ほど何度も言いましたように状況もございます。ただ、1年でそれをどうかといった部分につきましては、私どもとしては今のところ考えておりません。やはり数年、 状況を見ながらですね、していきたいというふうに考えております。

○上野委員

冷たいなあと思いますけど、本当に大きく回収量が変わったら見直さなきゃいけないと思いますよ。ということを申し添えて終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「損害賠償請求訴訟について」の報告を求めます。

○環境対策課長

環境対策課から「損害賠償請求訴訟について」、ご報告いたします。

平成26年10月24日付けで福岡地方裁判所飯塚支部より損害賠償請求事件の訴状が送達され、平成26年10月27日付けで受付いたしましたので、その概要等について、ご報告いたします。

原告は、飯塚市下三緒820番地、綜合開発企業組合で、本市のし尿収集運搬業の許可業者 で、被告は飯塚市となっております。

今回の請求の趣旨といたしましては、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法、いわゆる、この合特法と言われるものですけど、合特法に基づく補償の債務不履行による損害賠償請求で、請求の内訳といたしましては1億3631万7217円及びこれに対する訴状送達の翌日より支払いまでの年6分の割合による金員の支払い、並びに訴訟費用の被告負担となっております。合特法は、自治体等が行なう公共下水道の整備により、経営に影響を及ぼすし尿業者等に対し、特定の便宜として代替業務の提供又は交付金の交付等による支援を自治体が出来るようにした法律で、公共下水道利用者以外の汲み取り便そう等を使用される市民生活に支障が生じないよう昭和50年5月に制定さ

れております。

今回の訴訟の経緯につきましては、本市の合特法に関する取り組みとして合併前の旧飯塚市において平成7年1月にし尿業者の組合である「嘉飯山地区環境整備事業協同組合」と基本協定を締結、その後約9年にわたる協議を行ない平成16年2月に原告を含む旧飯塚市のし尿業者4社で設立する「飯塚環整事業協同組合」へ代替業務等を委託することなどを定めた覚書を締結、平成19年1月から覚書に定める代替業務の一部として終末処理場運転管理業務を当該組合に委託し支援を開始しております。その後、業者間のトラブルにより原告が飯塚環整事業協同組合を平成20年3月に脱退し、本市に対し覚書とは別に新たに個別補償を求めてまいりましたが、本市としては既に覚書に基づき支援を開始しており、また覚書に基づき支援を進める必要があることから、原告に対し再三組合への復帰を要請し協議を行なってまいりましたが解決にはいたっておりません。

今回の請求は、本市が覚書に基づき平成26年10月までに「飯塚環整事業協同組合」へ代替業務等として委託した総額を5億4526万8869円とし、その4分の1相当を損害額として求めるものとなっております。

なお、本件につきましては、これまで市の顧問弁護士と相談しながら対応してまいりましたが、今後は、損害賠償請求事件として一切を委任し対応したいと考えております。

以上、簡単ではございますが報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○江口委員

簡単にいうと、市としては債務は存在しないということで争うということでよろしいでしょ うか。

○環境対策課長

そのとおりでございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。 次に、「平成26年度工事請負変更契約について」の報告を求めます。

○教育総務課長

工事請負変更契約について、ご報告いたします。

別添の工事請負変更契約報告書をお願いいたします。大規模改造工事につきましては、年次計画に基づき計画的に実施しておりますが、平成26年度工事のうち、鯰田小学校大規模改造(その3)工事及び菰田小学校大規模改造(その2)工事において、足場を立て外壁調査を行った結果、いずれの工事においても、露筋・欠損補修、モルタル浮き・ひび割れ補修、タイル面の補修が設計時の想定より老朽化が進展しており、追加補修が必要でございましたので、変更契約を行い、鯰田小学校大規模改造(その3)工事、原契約8434万5840円を132万7320円増額し、8567万3160円、菰田小学校大規模改造(その2)工事、原契約1億3164万2280円を831万9240円増額し、1億3996万1520円としております。

なお、鯰田小学校大規模改造(その3)工事は9月11日、菰田小学校大規模改造(その2)工事は10月31日で工事は竣工しております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○上野委員

この変更理由ですけど、いつも申し上げてると思うんですけど、変更の増額、減額というのは本来あってはいけないものだと思うんですよね。もうどうしようもない場合を除いて。業者さんにすれば、提示された条件で入札を行われてるわけです。もしかすると、少額だからもうといいやと我慢をされてる業者さんもおられるかもしれないんですよね。あえて伺いますけど、この変更せざるを得なかった理由、どちらも同じで足場を立てて外壁の調査を行った結果、改修の数量がふえたためと。ふえたのは、どなたの見立てが悪かったからこうなったんですか。

○教育総務課長

設計当時につきましては、足場等の建物をつくらずに、目視といいますか、外観で一応判断をさせていただいて、一応設計をしております。実際の工事におきまして、さまざまなより詳しい工事の進捗状況とともに、必要部分が出てきたために、その対応をさせていただいた次第でございますので、見立てと申しますか、当初から例えば費用を組んで足場を設定して、詳細な調査すれば、当然、当初からわかるところでございますが、工事のやり方としまして、設計時におきまして、目視における必要な箇所を一応設計をさせていただいている次第でございます。

○上野委員

設計はどなたがやられてあるんですか。

○教育総務課長

担当としましては、建築課のほうが外部へ委託をしまして、内容の確認を行っているところでございます。

○上野委員

建築課が外部に委託を行うということは、外部の業者がこの設計をやられてあるんですか。

教育総務課長

設計につきましては、先ほど申しましたように外部委託でございますが、内容につきまして、 建築課のほうで精査をしているところでございます。

○上野委員

いや、精査をしてもわからなかったんですよね。この外部の業者さんへのペナルティーとかいうのは全くないわけですか。

○教育総務課長

これにつきましては、先ほど申しましたように設計等の瑕疵ということではございませんので、そういうものは存在しないというふうに考えております。

○上野委員

工事の変更というのは今まで何度か見てきたんですけど、外部業者に委託をして瑕疵がある というふうに判断したことはあるんですか。

○教育総務課長

設計におきましては、そういうのは私が知っている限りはないと思います。

○上野委員

この変更金額だけを見ても960万円を超えてるんですよ。外部の業者さん、専門業者さんが設計をやって、飯塚市の建築課が詳細を確認して、これで間違いないよねと、仕事を出された後にこの960万円以上も追加で支出をしなくてはいけない。こういう部分に関しては、しっかりと点検が必要なんじゃないかと思うんですが、どのようにお考えになられます。

○教育総務課長

委員が申されますようにできる限り、当然、契約変更等は生じないようには対応はしておりますが、最初に申しましたように、どうしてもより詳細な設計をするとしますと、その分の予算を事前にとって調査をして、また期間等も必要でございますので、現在のようなやり方でさ

せていただいておりますが、内容につきましては原課の教育総務課と建築課とも協議をしながら、詳細についてできるかぎり、当然、契約変更等は生じないような形で事業は進めているところでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○上野委員

できるだけ契約変更しないようにということは、逆にいうとその業者さんに対してもプレッシャーになってもいけないので、そういう変更をしないようにというのはどうかなと思うんですが、変更しなくてもいい設計をしなくてはいけないと思うんですよね。契約課が見えられてますけど、この変更の増減、入札が終わって原契約が終わったあと、変更の金額の増加については何らかの予算措置とかいうのは事前にお持ちなんですか。

○契約課長

いま、委員ご指摘の金額の増減等について、別途予算を組んでいるわけではございません。 ○上野委員

この金額にしても今回の2件だけで960万円以上の持ち出しなんですよ。さっきの資源回収団体の340万円の倍以上なんですよ。だからそれをね、建築課で詳細に点検をしたので、いたし方ありません。それの一言じゃ済ませられないんじゃないですかね。年間トータルすると、この変更の増額というのはものすごい金額になってくると思いますよ。また、別の機会でお伺いすることになると思いますけど。このことについては、責任の所在をはっきりしていかないといかんと思うんですよ。ですから、これは建築課長もお見えなんで、過去あらえる分はどういう原因で本当にこうなったのか。本当に想定外の出来事だったのかということを一度点検をしていただいて報告いただけませんか。

○建築課長

申し訳ございません。本来、外壁工事については、設計時に全面調査をして、設計に反映しなければならないことは事実ですけれども、外壁調査をするに当たっては、足場を全面にかけて調査するということになります。実際の工事においても足場を全面にかけて、再度設計以外にないかとか調査をしまして工事に入るんですけれども、この際足場を二度かけることになりまして、我々としてもこの足場を何とか削減したいということで、設計事務所に目視とそれから届く範囲の打診等を行って設計をしてくださいというふうにお願いをしまして、当然、全面調査してないことになりますことによって、浮きがあったりとかクラックがあったりとかしてですね、当然、設計変更の可能性も生じてまいりますことは我々も承知しておりましたけれども、少しでも工事費を削減したいという思いから足場のだぶる部分、仮設部分を削減しようという気持ちからですね、考え方からこのようなやり方になったものでございます。

○委員長

点検は。

○建築課長

ほかの学校で変更しているところについても今のようなやり方なんですけれども、なかには 目視とですね、あるいは届く範囲で調べた中で推計してやられた分については、設計した分に ついて増減がでていない分もございいます。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 13:50

再開 13:50

委員会を再開いたします。

○上野委員

申し訳ありませんけど、目視で設計をお願いして、その設計が上がってきた場合に建築課で 確認はどういうふうにされてあるんですか。それが正しい、適当だという確認は建築課も一緒 について行かれて目視でこうだよねというふうにされてあるんですか。

○都市建設部長

いま言われる今回の外部壁面の補修ということでございます。その部分で先ほど建築課長が申しましたとおり、直接近くで見るということになれば高いところの部分については、当然、足場がないと見れないというところで、現状としては建築の設計屋さんに対しても足場の設置はしておりませんので、建築課の職員と現地に行っても結果は変わらないわけですね、目視の部分がここの部分だどうだと、我々が設計業者から上がってきた部分の数量、考え方等についてですね、打ち合わせをしながら設計をしていると。逆を申しますと今回こういうふうな部分が外壁の部分の補修費ということで、目視で見れない部分は最初から全面に補修の面積を補修という部分を上げておくかというと、多分どのくらいの比率で変更が予定されるかどうかがわかりませんので、目視としてこのくらいだろうということで推定の中でですね、設計をしているというのが現状でございます。今回は特に既存の校舎の補修ということでございますので、新築の場合の部分とはまた違うと思いますが、外部壁面の調査がなかなか現状としては詳細なところが、ハンマーでたたいたりとかいう部分も含めて調査を届く範囲でしかしておりませんので、そのあたりの部分でこういうふうな変更が生じているということでございます。決して設計の部分がおろそかになっているというところではございませんので、そのあたりだけはご理解のほどをよろしくお願いいたします。

○上野委員

今の部長のご説明ですと、外部に委託した業者と建築課の方が現地に一緒に出向かれて目視をして数量は大体このくらいだよねと話し合いながら設計金額を決めていったというふうに聞こえたんですが、それで間違いないですか。

○建築課長

そのとおりでございます。

○上野委員

外部の業者と一緒に行政がつくって、誰が点検するんですか。

○都市建設部長

誰がするのかと、当然、我々土木の工事も建築工事もすべてでございますが、コンサル設計 業者とは当然随時打ち合わせをしてまいります。その中で、いかによりよい製品を安くつくる かという部分で、そういうふうな観点から設計のほうもしておりますので、その部分を誰がと いうところじゃなくて我々行政のほうがしっかりとしていくということでございますので、そ ういうことでございます。

○上野委員

じゃあ、外部に委託した業者といろいろ話し合いながら、意見を交換しながら、点検も入れながら、設計金額を決めていくんですよ、積み上げていくんですよというご説明ですかね。

○都市建設部長

金額というのは、当然、行政のほうでしますけども、図面の内容、例えば図面とか、設計の 内訳の内容とか、数量とか、そのあたりの部分については、専門のコンサルのほうと打ち合わ せをしていくということでございます。設計の金額とかいうのは、当然、私どものほうできち っと積算をしていくということでございます。

○上野委員

もうあんまり聞いていってもあれですけれども、今回の場合は改修の数量がふえたため増額変更になってるんですが、さっきから私が言っているんですけど、この改修の数量を、この960万円以上見間違うようになったのは、そうしたら外部業者と一緒に打ち合せた建築課にも少々の責任はあるよねというふうに答弁されてあるんですか。

○都市建設部長

責任がどうのこうのということではなくてですね、当然、じゃあ最初からその設計を入れとけばよかったんじゃないかという、結果、必要性の問題だと思っております。当然、悪いところの部分については補修しなければならないと。当然、結果的にはこういう形で悪いところの部分がございましたので、補修をするという形になっておりますので、当然、先ほど申しますように、最初から変更増にならないように全面の補修を上げて設計の中に盛り込んでおけばというところはあるかもしれませんけども、結果としてはそういうふうになっておりますが、原設計の段階ではですね、できるだけ安い単価でというところで思っております。それで先ほど申し上げたとおり、足場の金額等も詳細なところについては、最初の調査の時点でですね、相当金額がかかりますので、そのあたりも加味したなかで設計のほうはできるだけ安い金額でという思いでしておりますので、発注の部分についてはですね、そういうところでご理解のほどよろしくお願いいたします。

○上野委員

できるだけ安くということになると、また業者の方にご迷惑がかかることになるんじゃないかなと思いますが、契約課が来られているのでお願いします。この変更増額の内訳、今年度、前年度の分までできるなら増額分の内訳、土木建築関わらず後ほど教えていただければというふうに思いますのでよろしくお願いします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○永末委員

すいません、少しだけ確認させてください。落札率が出てますけれど、これは変更契約後の率ということでよろしいんでしょうか。

○教育総務課長

この落札率につきましては、当初契約の落札率を設計額にかけたものでございますので、当 初の落札額と同額でございます。

○永末委員

これは修正とかの必要ないんですか。

○教育総務課長

現在、飯塚市におきましては、先ほど申しましたように設計額に当初の落札率をかけた部分 につきまして、一応契約変更額というふうに取り扱いを行っているところでございます。

①永末委員

では先ほど委員のほうからもあってたんですけど、変更理由のほうなんですけど、外部委託をおこなって、その数量をもとに実際の工事に入るということですけども、例えば数量がふえましたというふうな部分に関しては、鯰田の分ですと大和興業さんですかね、大和興業さんの自己申告によるものになるんですか。

○建築課長

外壁については大和興業が実際に打診をしまして、その当時の設計監督をしていた設計事務所にこういうところが浮いていますということでお知らせがありまして、市の建築課の職員もそちらのほうに出向きまして確認した上で、数量を計上して設計変更を行ったものでございます。

○永末委員

確認ですけど、例えば最初の設計段階で100平米ぐらい改修が必要な部分があって、実際に工事に入ったときに110平米ぐらい実際に改修が必要だったという部分の報告を受けた際に、それに関しては10平米ふえた分に関しては、実際に現場を職員さんが見られて、その部分の言い分が正しいかどうかというのは検分されているということでよろしいんですかね。

○建築課長

そのとおりでございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「工事請負契約について」の報告を求めます。

○契約課長

工事請負契約の締結状況について、お手元に配付いたしております資料によりご報告いたします。

今回報告をいたします5件の工事は、飯塚小学校及び鯰田小学校給食調理室建設工事2件及びそれに付帯する専門工事2件と、飯塚市立穂波東中学校区小中一貫校グラウンド造成(外柵)工事でございます。

入札の執行状況につきましては、業者選考委員会において、飯塚小学校及び鯰田小学校給食調理室建設工事につきましては、「条件付き一般競争入札実施要領」及び「運用基準」に基づきまして、市内建築一式工事のI等級に格付けされる要件等を決定し、入札を執行いたしました。また、「指名競争入札参加者指名基準」及び「運用基準」に基づきまして、飯塚市立穂波東中学校区小中一貫校グラウンド造成(外柵)工事につきましては、専門工事「とび・土工・コンクリート工事」の交通安全施設フェンス業者を、飯塚小学校及び鯰田小学校給食調理室建設(給排水衛生設備)工事につきましては専門工事「管(水道)」A等級に格付けされる市内業者を指名することを決定し、入札を執行いたしました。

次に、入札結果についてご説明いたします。資料の1ページをお願いいたします。

「飯塚小学校給食調理室建設工事」につきましては、6者による入札を執行いたしました。 その結果、落札額1億2862万9080円、落札率89.31%で「前田建設株式会社」が 落札しております。

次に、資料2ページをお願いします。「鯰田小学校給食調理室建設工事」につきましては、5者による入札を執行いたしました。その結果、落札額1億2044万8080円、落札率89.32%で「協同建設株式会社」が落札しております。

以上、2件の工事につきましては、いずれも最低制限価格によります2者以上の同額応札があり、地方自治法施行令の規定に基づき、くじ引きにて、落札者を決定いたしております。

次に、資料3ページをお願いします。「飯塚市立穂波東中学校区小中一貫校グラウンド造成 (外柵)工事」につきましては、9者による入札を執行いたしました。その結果、落札額 5421万6千円、落札率94.93%で「株式会社九州標識」が落札しております。

次に、資料4ページをお願いします。「飯塚小学校給食調理室建設(給排水衛生設備)工事」につきましては、10者による入札を執行いたしました。その結果、落札額5780万1600円、落札率94.49%で「池田設備株式会社」が落札しております。

次に、資料5ページをお願いします。「鯰田小学校給食調理室建設(給排水衛生設備)工事」につきましては、9者による入札を執行いたしました。その結果、落札額5350万3200円、落札率93.99%で「株式会社山野住設」が落札しております。

以上簡単ではございますが、工事請負契約についての報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市行財政改革実施計画〔第一次改訂版〕の実施報告について」の報告を求めます。

○行財政改革推進課長

平成21年度から取り組んでまいりました「飯塚市行財政改革実施計画〔第一次改訂版〕」が平成25年度をもって計画完了いたしましたので、その実施状況についてご報告いたします。配付いたしております資料の2ページをお願いします。最初に、ページの下側になりますが、「3数値目標の達成状況」をお願いします。この計画では、「平成25年度までに単年度の財政収支を黒字化する」ということを目標としておりましたが、平成18年度に策定いたしました当初の行財政改革実施計画の取り組みが、計画額を大幅に上回ったこと、地方交付税の改善等が影響し、平成21年度当初から黒字化しており、数値的な目標は達成しているという状況でございます。

次に3ページをお願いいたします。「5 計画の実施状況」についてご説明します。第一次 改訂版では46の推進項目について取り組んでおります。そのうち39の項目については、計 画期間中に実施しており、実施率は84.8%となっております。職員の定数削減、給与の削 減等については計画を上回る実施状況でございましたが、職員手当や非常勤特別職の報酬、職 員の弾力的な活用などの面においては、見直す適正な基準を設定することができず、検討のみ で実施までには至っておりません。

また、今計画で未実施であった7項目につきましては、いずれも行財政改革として、引き続き実施に向けて検討することといたしております。ただし当初で、平成18年度の行革の実施計画で未実施であり、改訂版においても引き続き実施に向けて検討するといたしておりました固定資産税、法人市民税の税率改正、保育料の軽減措置の見直しにつきましては、経済状況及び子育て支援の施策方針により、行財政改革推進本部において取り組まないと決定いたしております。

この要因としては、臨時的な収入である工業団地の分譲や未利用の市有地の売却が大きく影響しており、将来の健全な財政運営を確保するまでには至っていません。そのため引き続き、経常的な収入の確保策、経費節減策の検討、そしてその実施が必要といたしております。

4ページをお願いいたします。「6 組織機構の見直し」では、部や課の組織の推移、職員数の推移について掲載をしております。

職員数の推移では、5ページに年度別の推移表を掲載しておりますが、この改定版におきましては5年間で130人の定数削減ということで掲げておりましたが、実施状況といたしましては133人となっており、ほぼ計画通りでございました。

次に「7 公共施設の見直し」でございますが、公共施設等の見直しにつきましては、平成21年2月に策定いたしました「公共施設等のあり方に関する第一次実施計画」及び平成23年3月に策定しました「第二次実施計画」に基づき進めております。年度別の取り組み状況につきましては、6ページに表を掲げております。表中の説明は省略させていただきます。

なお、公共施設のあり方に関する実施計画につきましては、平成28年度までの計画となっておりますので、今後もこの実施計画に基づき進めてまいります。

次に、7ページから11ページにかけましては、計画期間中の財政状況について掲載いたしております。具体的な要因等については、そこの下にコメントをつけておりますので、説明については、省略させていただきます。

12ページをお願いいたします。「Ⅲ 推進項目の実施状況と今後の取り組み」についてでございます。この表は改訂版で取り組みました46の推進項目の年度ごとの取り組み状況について整理したものでございます。表中の中ほどの計画、実施状況及び効果額の欄の上段が計画、

下段が実施状況となっております。その右側は実施状況の主な内容について記載いたしております。また、その右側は、今後の取り組みについて記載しております。内容説明については省略させていただきますが、 17° ージをお願いいたします。ナンバー40の早期退職勧奨制度についてでございますが、これにつきましては平成25年度から実施しておりますので、年度につきましては、退職手当組合への特別負担金の支払いのみで、実際、職員の新陳代謝による効果額は、平成26年度以降ということになりますので、効果額としましては約1億1千万円のマイナスとなっております。

以上、簡単でございますが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。 これをもちまして、市民文教委員会を閉会いたします。長い間お疲れ様でございました。